

募集等にかかる株券等のお客様への配分にかかる基本方針

松井証券株式会社

当社は、募集（コミットメント型ライツ・オファリングに係るものを除きます。以下同じ。）もしくは売出し（目論見書を作成するものに限ります。以下同じ。）の取扱いまたは売出し（以下「募集等」といいます。）にかかる株券等（社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度において取扱う振替株式等を含みます。）のお客様への配分を、以下の方針に従って行います。

1. 当社の基本方針

当社は、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行います。また、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めるものとします。以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて金融商品市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えています。

2. 配分の方法

(1) 抽選の割合

配分先は、配分予定数量の 70%以上を抽選により決定します。

ただし、次に掲げる場合には、抽選の割合を引き下げることまたは抽選を中止することがあります。

- ①お客様からの購入申込数量が当社における配分予定数量に満たない場合
- ②抽選の対象となるお客様からの購入申込数量が抽選による配分予定数量に満たない場合
- ③抽選を行う数量が 5 単位に満たない場合

(2) 抽選の方法

公募・売出し価格以上で需要申告（ブックビルディング）したお客様を対象に抽選を実施し、当選・補欠当選のお客様およびその数量を決定します。抽選は自然乱数を用いて行います。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、1 人当たりの購入申込数量に上限を設ける場合があります。この場合には、当社会員画面上でお客様にご案内します。

需要申告に参加して当選したにも関わらず、辞退、余力不足または購入手続きの失念その他の理由により当該銘柄を購入しなかった（以下「購入辞退者」といいます。）場合、当該銘柄の購入申込期間最終日の翌日から起算して 6 か月の間、当選を決定する抽選から除外されます。ただし、2 (5) の①～④のいずれかに該当するお客様はこの限りではありません。また、除外される抽選は、3 に定める配分方法における抽選を含みません。

ただし、上記6か月の期間中であっても、需要申告に参加することは可能です。需要申告の状況に応じて、購入辞退者であっても当選とすることがあります。

(3) 購入申込

配分を受けるためには、購入申込を行う必要があります。

原則として、当選または補欠当選のお客様のみ、購入申込を行うことができます。ただし、需要申告の状況に応じて、当選または補欠当選以外のお客様より購入申込を受付けることがあります。

(4) 配分

次の表に掲げる順序で配分し、予定数量に到達した時点で終了します。

① 当選のお客様	購入申込数量（購入申込数量に公募・売出し価格を乗じた金額以上の余力がない場合には、余力の範囲内で申し込める最大の数量）
② 補欠当選のお客様	購入申込数量（購入申込数量に公募・売出し価格を乗じた金額以上の余力がない場合には、余力の範囲内で申し込める最大の数量）
③ ①および②に該当せず、購入申込されたお客様（※1）	②の範囲内で申し込める最大の数量を上限とする数量

※1 購入申込期間終了時点で購入申込数量に公募・売出し価格を乗じた金額以上の余力があるお客様を対象に抽選します。抽選は自然乱数を用いて行います。

(5) 抽選によらない配分

抽選によらない配分は、次のいずれかに該当するお客様を対象に、当社との取引状況、証券投資についての知識・経験・資力・投資方針等の適合性を勘案し、公正な配分を行います。

- ①当社において中長期的な取引を行うことが可能な資金もしくは資産を当社に預託していること、または差し入れていること。
- ②金融商品取引の回数および規模が大きく、高度な知識および経験があること。
- ③当社との取引を拡大維持していただけること。
- ④当社の商品・サービスの拡充等、収益への貢献が期待できること。

3. 配分の方法（需要申告を実施しない場合）

2の規定に関わらず、配分の方法について需要申告を実施しない場合があります。この場合、購入申込を行ったお客様のみを対象に抽選を行います。購入申込数量に公募・売出し価格を乗じた金額以上の余力があるお客様が当選対象となります。対象銘柄については、当社

WEB サイト (<https://www.matsui.co.jp/>) においてお知らせします。

4. 配分禁止対象者

当社は、次のいずれかに該当するお客様への配分は行わないものとします。需要申告および配分の申込がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告または申込はお受けしません。

- ①発行会社が指定する者
- ②当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じさせる者
- ③暴力団、暴力団関係者、いわゆる総会屋等、社会的公益に反する行為をする者
- ④空売りに係る有価証券の借入れの決済（金融商品取引法施行令第 26 条の 6）を行うおそれがあると認められる者

5. 過度な集中配分および不公正な配分の未然防止

過度な集中配分および不公正な配分とならないよう、抽選によらない配分にあたっては、次の各号を遵守します。

- ①新規公開株の配分に際しては、抽選による配分を行うお客様一人当たりの平均数量の 10 倍を上限とすること。
- ②新規公開株の配分に際しては、同一のお客様に対し、過度に反復継続した配分を行わないこと。
- ③お客様の損失を補填しまたは利益を追加する目的での株券等の配分を行わないこと。
- ④商品の購入を条件とした配分を行わないこと。

6. 需要申告および購入申込の方法

需要申告および購入申込は、当社会員画面上で行うことができます。

需要申告の期間、方法、仮条件等、各募集等案件における具体的な需要申告の要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書や目論見書に記載されます。また、これらに需要申告および購入申込の受付期間、受付方法、抽選日等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件の需要申告期間の開始から購入申込期間の終了までの間、当社WEBサイトにおいてお知らせします。

個別の事案において、これと異なる方針で需要申告および購入申込を行う場合は、その変更の理由とともに、併せてお知らせします。

7. 需要・配分先情報の提供

株券等の需要申告を受け、または配分した先の法人のお客様の一部（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第7条第1項に規定する機関投資家等）につき、同規則に定めるところにより、お客様の名称およびお客様に配分

した株券等の数量等の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社等に提供します。

8. 本方針と異なる取り扱い

個別の事案において、本方針が定める内容と異なる方法で配分を行う場合は、その変更の理由とともに、当社WEBサイトにおいてお知らせします。また、システム障害等の理由により、本方針が定める内容による配分を行うことが困難となった場合、当社は、本方針が定める内容と異なる方法による配分を行う場合があります。その場合、配分の実施後において、配分の方法の変更により不利益を被ったお客様に対し、個別に配分の方法およびその変更の理由をお知らせします。

以上
2023 年 9 月